

# 長浜市市民協働のまちづくり推進条例の概要

## 前文・目的（第1条）

- 急激な人口減少や少子・高齢化の進展、地域コミュニティの機能低下などが進み、地域課題の解決が困難になる中で、持続可能で活力ある地域社会を実現していくため、多様な主体の参画を促すとともに、多様な主体の協働によるまちづくりを推進する「長浜市市民協働のまちづくり推進条例」を制定する

## 定義（第2条）

- 「市民」、「地域づくり協議会」、自治会等の「地縁による団体」、「市民活動団体」、「事業所」、「教育機関」、多様な主体の協働によるまちづくりを支援する「中間支援組織」の各主体や「協働」、「まちづくり」、「多様な主体」等の用語を定義する

## 基本理念（第3条）

- 多様な主体は、協働によるまちづくりを推進するために、対等な立場で相互理解を深め、情報の共有に努め、互いの自主性・自立性を尊重する

## 各主体の役割（第4条～第11条）

- 市民、地域づくり協議会、地縁による団体、市民活動団体、事業者、教育機関、中間支援組織、市の各主体がそれぞれの特性を生かして主体的にまちづくりに取り組むとともに、各主体間で連携・協力するよう努める

## 市民協働推進計画（第12条）

- 条例の実効性を担保するため、市民協働のまちづくりの推進に関する目標や推進施策等を定める計画を策定する
- 計画の策定・見直しにあたっては、市民協働推進会議の意見を聴く

## 中間支援組織の指定（第13条）

- 多様な主体の協働によるまちづくりを支援する中間支援組織を積極的に活用するため、中間支援組織を指定する

## 市の取組（第14条～第18条）

- 市は、多様な主体の協働によるまちづくりを推進するため、職員や組織等市内部の支援体制の整備のほか、情報共有・情報発信、人材育成、活動の場づくり、財政等の支援に努める

## 活動資金の調達・活用（第19条）

- 多様な主体が連携して、市民協働のまちづくりの推進に必要な活動資金の円滑な調達や効果的な活用に努めるとともに、市が寄附文化の醸成に必要な環境づくりに努める

## 市民協働事業（第20条）

- 地域の社会課題を解決するため、各主体からの提案に基づき、多様な主体間の連携のもとで実施する市民協働事業について定める
- 多様な主体からの提案に基づき、市の業務を提案主体が実施できるよう制度化する

## 条例の見直し（第21条）

- 社会状況の変化等に照らし、条例及び市民協働の諸制度について見直す等必要な措置を講じる

## 委任（第22条）

- この条例の施行に関し必要な事項について、規則等で定めることを規定する